

桐生市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
桐生市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

○本計画は、「学校における働き方改革」を通じて、桐生市の教育が目指す子どもたちへのより良い教育の実現と、教育職員の健康・福祉の確保を両立するために策定する。第3期桐生市教育大綱等を踏まえ、教育職員が専門性を発揮し、児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、業務量の適切な管理と健康確保措置を推進する。

(2) 桐生市の現状

○本市では、令和元年12月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「勤務時間の上限に関するガイドライン」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超割合	月 80 時間超割合
小学校	月 25:47	12.1%	1.1%
中学校 (義務教育学校含む)	月 43:17	35.3%	9.9%
高等学校	月 25:35	8.1%	7.2%
全体	月 31:33	20.2%	4.9%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校で12.1%、中学校で35.3%、高等学校で8.1%、全体では20.2%となっており、依然として多く、部活動や事務作業、生徒指導対応等の負担感が大きい。今後、業務の見直しや役割分担の適正化、ICT活用等を通じて、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出する必要がある。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数值】

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする【79.8%】
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均を小学校で20時間以下、中学校で40時間以下、高等学校25時間以下にする
【小学校25時間47分、中学校43時間17分、高等学校25時間35分】
- ・1年間時間外在校等時間を360時間以下にする
【1年間時間外在校等時間360時間超の職員数281人】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数值】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下にする【8.2%】
- ・ストレスチェックにおける質問項目「働きがいのある仕事だ」に対する回答「悪い」「やや悪い」の割合を10%以下にする【11.0%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

(年度ごとに取組内容・達成目標を明確化し、毎年進捗を確認・見直す)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
また、保護者・地域住民等と連携を図りながら通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、関係機関に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・教材費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化に向けた研究を行う。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・過剰な苦情や不当な要求への対応については、スクールロイヤーなど、専門的知見を有する専門家と連携し、事案に応じた助言や支援を受けながら対応を行う。
- ・学校側は、教育的配慮の範囲内で適切に対応する。また、特定の教育職員が一人で課題を抱え込まないように、組織的な体制を整備する。
- ・教育職員の勤務時間や、電話連絡を含む保護者対応が可能な時間帯を保護者に周知し、協力を依頼することで教育職員の時間外勤務の負担を軽減する。
- ・学校側が対応できる教育的配慮の範囲や、対応の範囲を超える場合の関係機関の支援体制を整備するために、指針となるガイドラインの作成に向けた研究を行う。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能や家庭連絡アプリ、ICT ツール等を活用することにより、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員の協力を得ながら回答を行う。
- ・教育課程実施状況や予算に関する調査等を学校に依頼する際には、既把握事項や他調査との重複の有無について、教育委員会において可能な限り精査する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
- ・部活動の技術指導においては、部活動指導員等の配置や地域展開・連携を推進することにより、教育職員の負担軽減を図る。
- ・部活動指導員等に対し、研修等を通じて、部活動の適正化やガイドラインの浸透を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・デジタル教材やICTツールの活用を促進し、準備作業の効率化と教育の質の向上を両立させる。
- ・校務支援システムの機能やデジタル採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・不登校児童生徒の対応にあたり、教育支援センターの機能強化や相談室の校内教育支援センター化による教職員負担の軽減を促進する。
- ・各学校の校内教育支援センターの設置に向けて、人的・物的な環境整備を推進する。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

二 上記3分類以外の措置の推進

◆地域学校協働活動

- ・生涯学習課と連携して、放課後や長期休業日における学習支援活動、放課後子供教室、外部人材を活用した教育活動、体験活動、家庭教育支援等の地域学校協働活動の一層の充実を図るとともに、夏季休業等における教育活動や体験活動等について、家庭環境にかかわらず、より多くの児童生徒が利用できるよう、オンラインを活用するなど利用方法の改善・充実を図る。
- ・土日祝日等における、教職員による児童生徒の引率を伴う地域や公民館等の行事について、主催者側に可能な限りの精選を依頼する。

◆各学校におけるOJTの推進

- ・各学校において、教育職員の職能成長および業務改善に資するOJTが意図的かつ計画的に実施されるよう、教育委員会は指導訪問等の機会を通じて各学校の取組状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当

初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行う。
- ・朝活動の内容や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、ペーパーレス化や研修のオンライン化、文書管理の効率化と必要な文書へのアクセス性の向上を図る。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率100%を継続し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・夏季休業中における1週間程度の学校閉庁期間の設定及び最終週における授業準備、生徒指導や相談時間の確保のための校外の会議・研修の設定を行わないことについて継続していく。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、桐生市 HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することで、取組の着実な実行を図る。
- ・児童生徒等への支援において、福祉・医療等の専門家の助力が必要な場合、関係部局・関係機関と連携し、人材確保に当たることで、学校への支援体制を充実させる。
- ・桐生市教育委員会で導入している出退勤管理システムを用い、その他の目標については、桐生市教育委員会で導入しているストレスチェックの結果を用いることで、時間外在校等時間にかかる目標の達成状況を把握する。
- ・教育委員会が各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には当該学校に聞き取り・指導等を実施することで状況改善を図る。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が勤務する学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、個別の支援・指導を速やかに行うことで、当該年度中の状況改善を図る。
- ・様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化することで、各学校における働き方改革の取組の充実を図る。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会や学校評議員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施することで、教職員の働き方改革を推進する。
- ・教育委員会は、本計画について、教育委員会内各課、関係機関及び各学校管理職の意見を踏まえつつ改善に向けた検討を行うとともに、時間外在校等時間が長時間化する要因を把握・分析し、当該計画の実効性確保に向けた取組を着実に推進する。